

議案第58号

石岡市つくばねオートキャンプ場条例の一部を改正する条例を  
制定することについて

石岡市つくばねオートキャンプ場条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、つくばねオートキャンプ場の利用料金を改正するため。

石岡市つくばねオートキャンプ場条例の一部を改正する条例

石岡市つくばねオートキャンプ場条例（平成17年石岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

つくばねオートキャンプ場利用料金

（単位：円）

区分	単位		金額	摘要
ケビン棟（定員5人）	1棟 1泊	休日及びその前日	22,000	
		上記以外の日	16,500	
オートキャンプサイト	1箇所	1泊	5,500	日帰りのときは、半額とする。
デイキャンプサイト	1箇所	1泊	2,200	日帰りのときは、半額とする。
シャワー室	1回		300	
多目的室	2時間		2,200	1時間増すごとに550円を加算する。
バーベキューコーナー	1炉	3時間	1,100	1時間増すごとに330円を加算する。
林間広場（10人以上の場合）		8:30～12:00	1,100	
		13:00～17:00	1,100	
		17:00～21:00	1,100	
		8:30～21:00	3,300	

備考 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。